

2016年7月7日

東京都連加盟団体 各位

東京都武術太極拳連盟
事務局長 大塚かづ子

2016度(第22期)初段～3段技能検定関係書類送付について

掲記について、下記の書類を送付いたします。ご確認のうえお申込み下さい。

- ・日本連盟からの文書(文発 3559号)
- ・実施要綱 1部
- ・事前講習会 参加申込書 1部
- ・日本連盟公認資格者登録事項変更届 1部
- ・2016年度用 初段、2段、3段各申請・登録用紙 各1部
- ・初段、2段、3段受験料一括送付書 1部

	受験料	受講料	合計
初段	6,000	7,000	13,000 円
2段	8,000	8,000	16,000 円
3段	10,000	10,000	20,000 円

受験申込みについては、実施要綱ならびに日本連盟からの文書等を十分ご確認のうえ、申請書類各欄の所定の記載事項は正確に記載し、記載もれのないようご注意ください。

記載漏れがあると不受理となりますので、本人はもとより、団体においても点検をお願いいたします。

また、初段受験者で2016年度前期に1級を取得した方は、1級の「申請・登録報告用紙」のコピーを添付する必要があります。都連でコピーを添付いたしますので、申込書にそのむねメモを付けて送付ください。

江戸川区連 様

8/5 (金)

- * 申込締切 * 8月12日(金) **必着**
- * 振込期間 * 8月15日(月)～19日(金)の間の一括表に指定した日にお振込下さい
- * 振込先 * リソナ銀行・東京中央支店
普通預金 No.5738806
東京都武術太極拳連盟・検定部

★ 受験票、受験案内等は10月中旬頃に送付予定です。以上
受験票貼付用の写真が必要となりますので、ご用意ください。

< サイズ: 横2.5cm X たて3cm 白黒写真用紙 裏面に江戸川区連、氏名記載 >

2. 事前講習会の実施案内

検定実施の前日に、各会場で「事前講習会」を実施します。

事前講習会は、初段～3段検定を受験する人が、当該検定の前日に実施する講習会に限って参加することができます。段検定を今期受験しない人は、講習を受講することができません。非受験者の見学も、講習の妨げになるのでお断りします。また、受験者であっても、当該受験会場の前日の講習会以外の会場で受講することもできません。検定前日の講習会の成果を挙げるために、上記の原則に基づかない参加申込は受理されません。

検定受験者がこの講習会を受講するかどうかは任意であり、講習会の受講の有無が検定試験の判定に影響を及ぼすものではなく、検定試験は、あくまで試験当日の受験者の受験内容を「検定基準」に基づいて客観的に判断し、合否判定が行われます。しかしながら、講習会を受講することによって、必ず技術面で向上の成果が得られますので、条件があう人は積極的に受講することをお勧めします。

1) 事前講習会実施会場：

「事前講習会」は、各会場とも翌日の検定試験会場と同じ会場で実施します。ただし、下記の会場は、翌日の試験会場と異なりますので、ご注意ください。

初段検定事前講習会

	実施日	実施地	(ブロック)	実施会場
29)	11月26日 (土)	京都市	(近畿6)	京都テルサ西館4階スポーツホール

2段検定事前講習会

	実施日	実施地	(ブロック)	実施会場
17)	12月17日 (土)	京都市	(近畿4)	京都テルサ西館4階スポーツホール

2) 講習会タイムスケジュールと講習内容(各会場共通)：

9:00～10:00 受付・開講式

10:00～12:00 実技講習

12:00～13:00 昼食・休憩

13:00～17:00 実技講習

17:00～17:30 休憩

17:30～18:30 実技講習(2段・3段のみ、初段講習は無し)

初段向け講習＝講習は午前、および午後の2単位とします。24式太極拳(全套路)の講習をグループ分けして行います。夜の講習はありません。

2段向け講習＝午前および午後に、24式太極拳(全套路)の講習をグループ分けして行います。夜(18:30まで)は24式太極拳のリハーサルを行います。

3段向け講習＝午前および午後に、24式太極拳(前半套路)の講習をグループ分けして行います。夜(18:30まで)は24式太極拳のリハーサルを行います。

初段、2段、3段とも、受講者は、都合で午後から参加しても構いませんが、講習スケジュールは上記の通り行い、受講料は、2単位(午前、午後)でも、1単位(午前または、午後のみ)でも、規定の金額を納付していただきます。

3) 事前講習会受講料：

初段向け講習＝1人7千円(施設利用費込み、昼食代等の参加費は含まない)

2段向け講習＝1人8千円(施設利用費込み、昼食代等の参加費は含まない)

3段向け講習＝1人1万円(施設利用費込み、昼食代等の参加費は含まない)

4) 参加申込み方法：

「申請・登録用紙」(様式 初段-1、2段-1、3段-1)の第1欄「事前講習会申込み欄」の、講習会の「参加」・「不参加」のどちらかに○印を付して下さい。

指定銀行口座:みずほ銀行四谷支店 普通口座 (店番号036)1757800

口座名義:公益社団法人日本武術太極拳連盟検定部

④ 4. 受験票、受験案内等:

10月中旬頃に、都道府県連盟・技能検定委宛に、「受験票、受験案内等」が送付されます。都道府県連盟・技能検定委員会は、これらの受験書類を加盟団体宛に送付して下さい。

※「受験票」への写真添付について:

受験票への写真添付は、受験者が上記のように受験票を入手してから、本人が受験票の指定箇所に貼付していただきます(団体、都道府県連盟・技能検定委、日本連盟・太極拳技能検定委の事務作業を軽減するため)。

したがって、申請時には写真添付は不要です。検定試験(事前講習会)までに、写真1葉(ヨコ2.5cm×タテ3cm、白黒またはカラー)を用意しておいて下さい。なお、受験者が試験当日、会場で「受験票」を提示する際に、写真が添付されていないものは無効で受理されず、試験を受けることができませんので、特に注意して下さい。

⑤ 5. 検定科目と試験の実施方法:

1) 初段 検定試験:

初段検定受験者は、次の2科目の試験を受ける。

①「24式太極拳」(全套路):受験者6名を1組として、同時に演武する。

② 筆記試験:

実施会場ごとに、下記の出題例1、2または3のいずれか1問を指定して、出題する。

(受験者が自分で選択することはできない)

出題例1;24式太極拳の動作のなかで、「推掌」の手法が含まれている動作の動作名称を5つ、漢字で正確に記せ。また、定式の歩型が「弓歩」である動作の動作名称を5つ、漢字で正確に記せ。

出題例2;「三型五法」の三型と五法を、漢字で正確に記せ。

出題例3;手型の「掌」に要求されることを3項目、「拳」に要求されることを3項目記せ。

2) 2段 検定試験:

2段検定受験者は、次の科目の試験を受ける。

①「24式太極拳」(全套路):受験者6名を1組として、同時に演武する。

※1「32式太極剣」は2006年度より日本連盟・太極拳技能検定委員会の検定試験は実施していない。(都道府県連盟・技能検定委員会が実施する「2段検定都道府県第1次試験(32式太極剣)」に合格しなければ2段受験申請ができないこととなったため)。

※2 2段受験者の筆記試験は、2段受験者の増加により各会場で実技試験の時間配置が限界に近づいているため、2006年度より廃止された。

2段試験実施日当日は、開始式後、直ちに実技試験を開始する。

3) 3段 検定試験:

3段検定受験者は、次の科目の試験を受ける。

①「24式太極拳」(前半套路;起勢～高探馬):受験者6名を1組として、同時に演武する。

※1「推手規定套路前半部」は、2005年度より日本連盟・太極拳技能検定委員会の検定試験では実施していない。(都道府県連盟・技能検定委員会が実施する「3段検定都道府県第1次試験(太極拳推手基礎套路)」に合格しなければ3段受験申請ができないこととなったため)。

※2 3段受験者の筆記試験は、3段受験者の増加により各会場で実技試験の時間配置が限界に近づいているため、2004年度より廃止された。

3段試験実施日当日は、開始式後、直ちに実技試験を開始する。

⑥ 6. 検定試験の合否結果の通知：

- － 10月、11月に実施される初・2段検定と3段検定の合否結果は、一括して12月上旬に都道府県・技能検定委員会宛てに通知します。
- － 12月18日までに実施される初・2段検定と3段検定の合否結果は、一括して12月下旬に都道府県・技能検定委員会宛てに通知します。
- － 12月24、25日に実施される初・2段検定と3段検定の合否結果は、一括して1月上旬に都道府県・技能検定委員会宛てに通知します。
- － 上記とは別に、日本連盟機関誌『武術太極拳』の12月号、1月号で、各段位の合格者を発表します。

7. 初段検定の「審査員」：

初段検定試験は5人の審査員で実施します。受験者が多数の会場では2審査グループ10人で実施します。

1)「地方委嘱審査員」のみで実施；

- － 1審査グループ5人は、すべて地方委嘱審査員で構成する。ただし、一会場あたりの受験者または事前講習会の受講者が29人以下である場合は、事前講習会講師および審査員は3人で行う。
- － 地方委嘱審査員は、初段検定を実施する会場所在地のブロックによる会議で協議して、各ブロックが日本連盟に推薦し、日本連盟が決定して委嘱する。
- － 各ブロックは、下記に基づいて地方委嘱審査員を推薦する際に、1名の「主任審査員」を指名する。

2)「地方委嘱審査員」の職責；

地方委嘱審査委員は、審査員として検定試験を遂行し、判定業務を担当するとともに、事前講習会に「地方委嘱講師」として参加し、講習業務を担当する。

3)「主任審査員」の職責；

「主任審査員」は、地方委嘱審査員の業務を統括し、事前講習会と検定試験を実施し、厳格・公正な審査業務を実施することに責任を負う。審査業務および判定作業に不正常的な事態が生じた場合、すみやかに日本連盟・太極拳技能検定委員会に報告し、解決を求める義務を負う。

4)「地方委嘱審査員」の旅費・滞在費・謝金；

日本連盟の旅費規定に基づき、実施会場まで往復交通費を地方委嘱審査員に支給する。
実施期間中の食費は日本連盟が負担する。実施都道府県外に在住する地方委嘱審査員には、土曜日1泊分の宿泊費を日本連盟が負担する。また、規定の謝金を支払う。

5)「地方委嘱審査員」の推薦手続；

日本連盟・太極拳技能検定委員会は、9月10日頃に該当ブロックの連絡代表者宛に書面で「地方委嘱審査員」の推薦依頼を行う。該当ブロックの連絡代表者は、あらかじめブロック会議等で協議し、定めておいた推薦審査員の氏名を、所定の「推薦用紙」に記入して、9月23日(金)までに日本連盟・太極拳技能検定委員会に提出する。

日本連盟・太極拳技能検定委員会は、各ブロックの推薦に基づき、10月10日頃に、「地方委嘱審査員」にたいする委嘱状を発送する。

6)初段検定の申請・登録手続；

従来通りの方法で、都道府県連盟・技能検定委員会から日本連盟・太極拳技能検定委員会に対して行う。手続上の変更は一切行わない。

以上